



No.367
11月号

あたごふれあい人権文化センターだより

2024年11月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター
住所：〒682-0846
鳥取県倉吉市鴨河内1818-2
電話：0858-28-5440 (FAX 兼)
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより「心ゆたかに」に関するご意見・ご要望をお寄せください。

児童虐待は重大な人権侵害

こども家庭庁では、毎年11月に「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、広報・啓発活動に集中的に取り組んでいます。

児童虐待とは？

児童虐待とは、子どもを守るべき保護者(親や親に代わる養育者)が、子どもの心や身体を傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える行為で、以下の4タイプに分類されますが、いくつかのタイプの虐待が複合して起こることが多いと言われます。

身体的虐待	殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	性器などをさわろうとする、子どもに性的行為を求める、性的行為を見せる、性的な写真の被写体にする など
ネグレクト	病院につれていかない、食事を与えない、置き去りにする、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する など
心理的虐待	「生まれてこなければよかった」など、言葉の暴力、きょうだい間の差別、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV) など

児童虐待は、子どもに多大な悪影響を及ぼします。虐待を受けた子どもは、心の傷や行動の乱れを抱え、成長後に精神疾患を発症するリスクが高まります。保護者からの愛情不足により、学校で反抗的な態度やわがまま、極端な甘えなどのサインを発します。

児童虐待のサイン -こどもに見られるサイン-

- ・説明できない不自然なアザや火傷のあとがある
- ・衣服や身体がいつも汚れている
- ・急にやせた
- ・表情が乏しい
- ・落ち着きがなく、乱暴
- ・家に帰りたがらない
- ・夜遅くまでひとりで遊んでいる
- ・親を避けている
- ・親がいなくなると急に表情が晴れやかになる
- ・拒食、過食、むさぼるように食べるなどの異常な食行動 など

また、虐待をしている保護者にも、子どもへの暴力や無視、孤立などのサインが見られます。例えば、次のような特徴が見られ、複数の項目に該当したり、頻繁に見られたりする場合には児童虐待の可能性を疑い、適切な支援につなげる必要があります。(裏面につづく)

差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、また悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課

TEL 0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター

TEL 0858-28-5440



児童虐待のサイン – 保護者に見られるサイン–

- ・家の中や外が散らかっていて、不衛生
- ・子どもの健康や安全を考えない
- ・近隣からの苦情や悪い噂が多い
- ・子どもを置いて外出している
- ・近所との交流がなく孤立している
- ・人前で子どもを厳しく叱る・たたく など

子どもが持っている権利

「子どもの権利条約」(「児童の権利に関する条約」の通称です。)は、世界中のすべての子どもが持つ権利を定めています。この条約は、子どもが虐待から保護される権利を明確に示しており、児童虐待は子どもの権利の重大な侵害であると位置付けています。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つの原則で表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利を考える上での指針となっています。

子どもの権利条約の4つの原則

- ・差別の禁止 (差別のないこと)
- ・子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)
- ・生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)
- ・子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

子どもの権利条約の4つの原則は、全ての子どもが平等に扱われ、安全に暮らすことができるようにするための、世界共通の約束のようなものです。

児童虐待防止のために

児童虐待を防ぐためには、社会全体で子どもたちの権利を守る意識を高め、以下のことが重要です。

- ◆ 早期発見 : 虐待のサインに気づき、早期に発見すること。
- ◆ 相談体制の強化 : 虐待に関する相談窓口を充実させ、相談しやすい環境づくりを進めること。
- ◆ 加害者の支援 : 加害者に対する支援を行い、再発防止に努めること。
- ◆ 子どもへの支援 : 虐待を受けた子どもに対する支援を強化し、子どもが安心して暮らせる環境を整えること。

児童虐待は、子どもの権利を根本から否定する行為です。子どもたちが健やかに成長できる社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、児童虐待の問題に関心を持ち、子どもたちの権利を守るために積極的に行動することが大切です。

もし、虐待に気づいたり、虐待を受けていると感じたりした場合は、一人で悩まずに、すぐに誰かに相談してください。



あれって虐待かもと思ったら

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いちはやく)

すこしでも虐待の可能性を感じたら、迷わず電話してください。
あなたの通告で救われる命があります。



こども家庭庁
児童虐待防止
推進特設サイト

11月のあたごふれあいサロン

- 日 時 : 11月22日(金) 13:30~
内 容 : きめこみパッチワークでつくる「干支の壁掛け」(15 cm角)
参 加 費 : 1,700円(額付き)、1,200円(絵柄のみ)
準備するもの : はさみ、目打ち、メガネ(必要な方)

※参加される方は、11月8日(金)までに、
あたごふれあい人権文化センター(☎28-5440)へお申し込みください。

